

生活習慣病管理料算定について

2024年6月1日より診療報酬の改定により、昨今患者数が増加傾向にある生活習慣病対策としまして、生活習慣病(糖尿病・高血圧症・脂質異常症)を主病とする患者様に総合的な治療管理を行う為に「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。治療をされる患者様に応じた目標設定、具体的な数値(血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果等)を記載した「療養計画書」を作成いたします。

初回のみ「療養計画書」に署名(サイン)を頂く必要がありますので、ご協力の程お願いいたします。

2024.5.31 足立北病院